

令和 7 年 2 月 5 日
高 齢 福 祉 部
介護予防・地域支援課

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準
に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 主旨

常勤職員のための配置を認めていた地域包括支援センターの 3 職種職員（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（以下、「3 職種」という））について、非常勤職員を常勤職員が勤務すべき時間数に換算（以下、「常勤換算」という）して配置することができるよう、世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する。

2 改正の経緯

令和 6 年 4 月 1 日付にて、常勤職員のみが認められていた地域包括支援センターに配置する 3 職種の員数について、常勤換算にて配置することができるよう介護保険法施行規則（以下、「施行規則」という）が改正された。

また、令和 6 年 8 月 5 日付にて、厚生労働省より施行規則改正に関連する通知があり、これを踏まえ 11 月 1 日開催の世田谷区地域包括支援センター運営協議会にて検討を行い、常勤換算を認める方針とした。

3 主な改正内容

第 4 条 2 項に「前項の規定にかかわらず、世田谷区地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、同項各号に定める人数について、常勤換算方法による人数（1 週間当たりの勤務時間（以下「週勤務時間」という。）が同項に規定する職員の週勤務時間より短い職員については、当該職員の週勤務時間を同項に規定する職員の週勤務時間で除して得た値（その値に小数点以下第 2 位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）に基づき配置することができる。」と追加する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行予定日

公布の日から施行する

6 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年	2 月	令和 7 年第 1 回区議会定例会提案
	3 月	改正条例の一部を改正する条例施行
	4 月	改正条例施行

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第3条（略） （地域包括支援センターの職員に係る基準） 第4条 センターには、当該センターの職務に専ら従事する常勤の職員として、次の各号に掲げる者につき当該各号に定める人数を配置するものとする。 （1） 保健師又はこれに準ずる者 1人 （2） 社会福祉士又はこれに準ずる者 1人 （3） 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者 1人 <u>2 前項の規定にかかわらず、世田谷区地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、同項各号に定める人数について、常勤換算方法による人数（1週間当たりの勤務時間（以下「週勤務時間」という。）が同項に規定する職員の週勤務時間より短い職員については、当該職員の週勤務時間を同項に規定する職員の週勤務時間で除して得た値（その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。以下同じ。）に基づき配置することができる。</u> <u>3</u> センターには、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める人数以上の職員を第1項に規定する職員に加えて配置するものとし、その加えて配置する職員のうち同欄に定める人数から1を減じた人数は同項各号に掲げるいずれかの者又は介護支援専門員でなければならない。	第1条～第3条（略） （地域包括支援センターの職員に係る基準） 第4条 センターには、当該センターの職務に専ら従事する常勤の職員として、次の各号に掲げる者につき当該各号に定める人数を配置するものとする。 （1） 保健師又はこれに準ずる者 1人 （2） 社会福祉士又はこれに準ずる者 1人 （3） 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者 1人 <u>2</u> センターには、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める人数以上の職員を前項に規定する職員に加えて配置するものとし、その加えて配置する職員のうち同欄に定める人数から1を減じた人数は同項各号に掲げるいずれかの者又は介護支援専門員でなければならない。

改正後			改正前		
担当する区域における第1号被保険者の数	加えて配置する人数		担当する区域における第1号被保険者の数	加えて配置する人数	
おおむね3,000人未満	2人		おおむね3,000人未満	2人	
おおむね3,000人以上4,500人未満	2.5人		おおむね3,000人以上4,500人未満	2.5人	
おおむね4,500人以上6,000人未満	3人		おおむね4,500人以上6,000人未満	3人	
おおむね6,000人以上7,500人未満	3.5人		おおむね6,000人以上7,500人未満	3.5人	
おおむね7,500人以上9,000人未満	4人		おおむね7,500人以上9,000人未満	4人	
おおむね9,000人以上10,500人未満	4.5人		おおむね9,000人以上10,500人未満	4.5人	
おおむね10,500人以上12,000人未満	5人		おおむね10,500人以上12,000人未満	5人	
おおむね12,000人以上13,500人未満	5.5人		おおむね12,000人以上13,500人未満	5.5人	
おおむね13,500人以上	6人		おおむね13,500人以上	6人	
備考 <u>常勤換算方法による人数</u> をその人数とみなしてこの表を適用する。			備考 <u>1週間当たりの勤務時間（以下「週勤務時間」という。）が前項に規定する職員の週勤務時間より短い職員については、当該職員の週勤務時間を同項に規定する職員の週勤務時間で除して得た値（その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</u> をその人数とみなしてこの表を適用する。		
(委任)			(委任)		
第5条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。			第5条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。		
附 則			附 則		
この条例は、平成27年4月1日から施行する。			この条例は、平成27年4月1日から施行する。		
附 則（平成30年3月6日条例第31号）			附 則（平成30年3月6日条例第31号）		
この条例は、平成31年4月1日から施行する。			この条例は、平成31年4月1日から施行する。		
附 則（令和6年3月5日条例第16号）			附 則（令和6年3月5日条例第16号）		
この条例は、令和7年4月1日から施行する。			この条例は、令和7年4月1日から施行する。		
<u>附 則（令和7年3月 日条例第 号）</u>					
<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>					